

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第40号

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、前条第1項に定める勤務時間を勤務する職員（規則で定める職員を除く。）が申し出た場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該職員の始業及び終業の時刻について、その申出を考慮して勤務時間を割り振ることができる。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。